

秋田市告示第241号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年8月5日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店

佐 藤 由香利

秋田市広面字二階堤17番地7

セブンイレブン 秋田保戸野桜町店

セブンイレブン 秋田広面屋敷田店

2 指定公金事務取扱者に指定した日

令和7年7月24日

3 期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで